

中小建設企業の企業再編の促進

〈課題〉

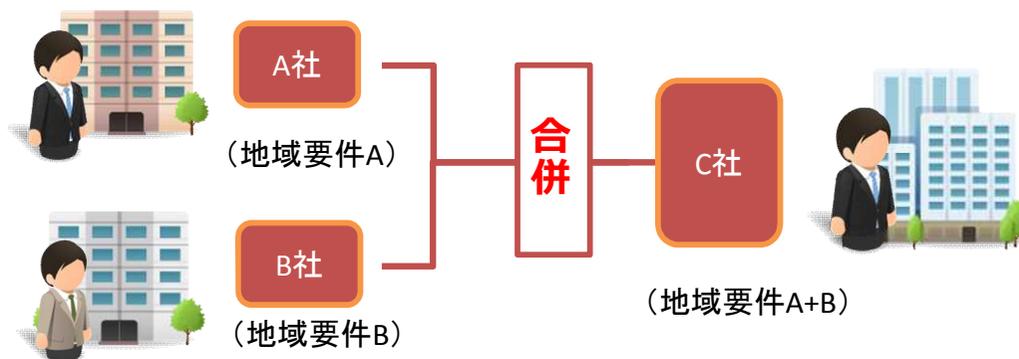
- 高齢化の進展に伴い、後継者問題を経営上の優先課題と位置づける建設企業が増加。今後、施工能力のある中小建設企業が廃業する可能性がある中、これらの企業が有する技術力や人材を地域で有効に活用することにより、「地域の担い手」の維持・確保を図ることが必要
- 加えて、将来の建設市場を見据えて、事業拡大・生産性向上等の観点から、合併等を検討する企業も存在。
- 建設会社の多様なニーズに応じて、合併・事業譲渡等が円滑に実施できる環境整備が必要。

- ◆経営課題における「後継者問題」の位置づけ
～個人、小規模企業で課題認識が顕著。また、資本金500万円以上の企業層でも回答割合は高まる傾向にある。

		2008年度	2011年度	2014年度
複数回答の内、上位1・2位の合計数		183,312	172,909	171,418
上位1・2位に「後継者問題」を回答した数		5,143	7,555	19,121
全体		2.8%	4.4%	11.2%
資本金階層別	個人	3.9%	7.0%	16.6%
	500万円未満	3.3%	3.4%	10.9%
	5～1000万円未満	2.3%	3.6%	12.9%
	10～3000万円未満	2.4%	4.7%	9.6%
	30～5000万円未満	2.0%	2.3%	6.3%
	50～10000万円未満	1.0%	1.1%	6.4%
	100～30000万円未満	2.0%	1.7%	5.5%
	300～1,000,000万円未満	1.6%	0.6%	6.8%
1,000万円以上		0.0%	0.0%	0.9%

出所：国土交通省「平成26年度建設業構造実態調査結果」

事業拡大・生産性向上を目的とした合併等



異なる地域にまたがるA社とB社の合併によりC社を設立。
経営資源の重点投入等により、生産性向上・受注機会の拡大。

〈検討の方向性〉

- ①合併時の建設業許可や経審について、迅速化・簡素化を図ることができないか。
- ②廃業時の円滑な技術者等の移行について、経審上のインセンティブ付与等の観点から検討できないか。
- ③合併等に係る入札制度上の特例について、より効果的なものとなるよう、あり方を検討すべきではないか。

○合併時の許可・経審制度については、合併等の効力発生後に、手続上、許可や経審の空白期間が生じ得ることや、申請に係る業者等の負担が課題との現場からの声がある。

⇒ 申請に係る事前確認手続の整備や、必要書類の合理化・簡素化による合併の促進について検討

現状と課題

許可制度

合併の場合、許可の空白期間が生じる

○吸収合併の場合は消滅会社のみが有していた許可について、新設合併の場合は全ての許可について、新たに建設業許可が必要

⇒しかしながら、許可の申請は合併効力発生後に限られるため、一定期間、建設業許可の空白期間が発生

経審制度

合併時経審取得に時間を要する（経審の空白期間が生じる）

○完工高や技術職員増加といったメリットが受けられるため、合併時経審を早期に取得し速やかに入札に参加することへのニーズは高い

⇒しかしながら、

・合併時経審では完工高や財務諸表について、合併効力発生時点のものを新たに準備する必要があり、作成の時間的ロスや負担が大きく、経審取得までに相応の期間を要する

・また、特に財務諸表の合算については、建設業法に基づく財務諸表の独自性や専門性から、その準備に相当程度の手間や時間を要し、それが原因で合併を断念するケースもある。

検討の方向性

(1) 合併時の許可の迅速化

P.3

○合併効力発生前に一部要件の事前確認を開始する等の手続を整備

(2) 合併時経審の簡素化・迅速化

P.4

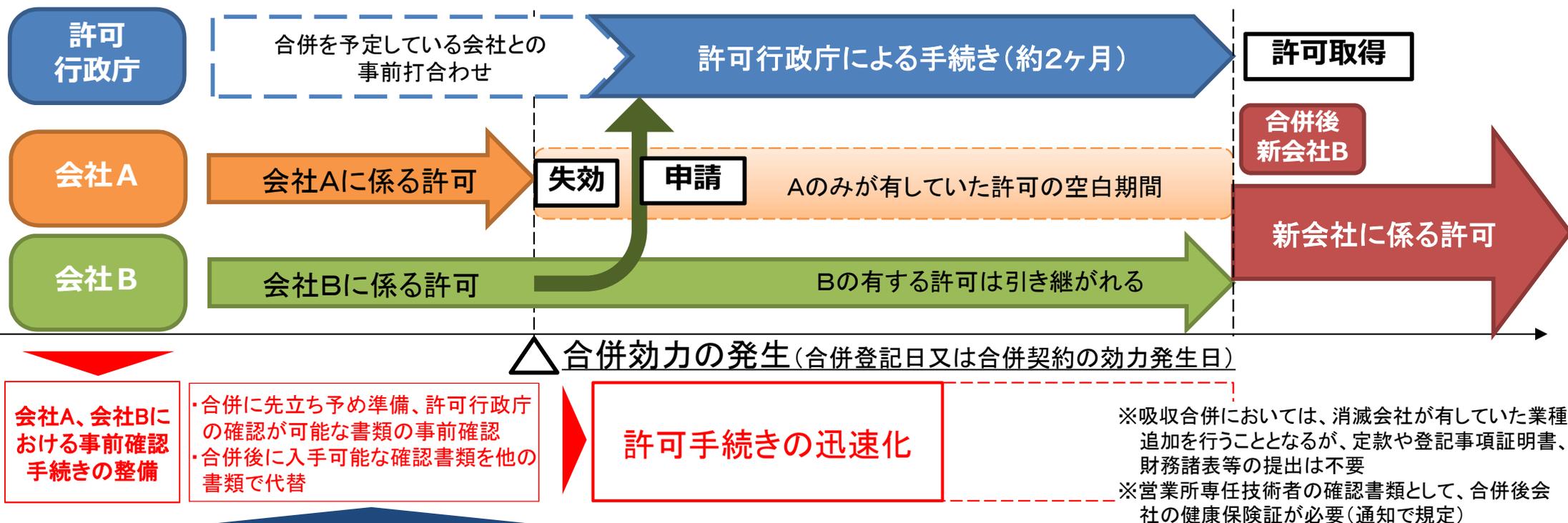
○合併効力発生前の事前確認手続の整備

○既存の財務諸表等の利用による、申請に係る事前準備に要する期間の短縮

(1) 合併時における許可手続の迅速化

○現行制度上、吸収合併の場合は消滅会社の有していた許可について、新設合併の場合は全ての許可について、新しく建設業許可が必要とされている。
 しかしながら、許可申請は合併効力発生を待って行う必要があり、許可行政庁の審査・手続がなされるため、許可の空白期間が生じる。

現行の吸収合併時における、許可手続きの流れと有効な許可の期間



○合併効力発生前等、申請までの間の事前確認手続を整備 (通知により明確化) することにより、申請から許可取得までの期間を短縮することはできないか。

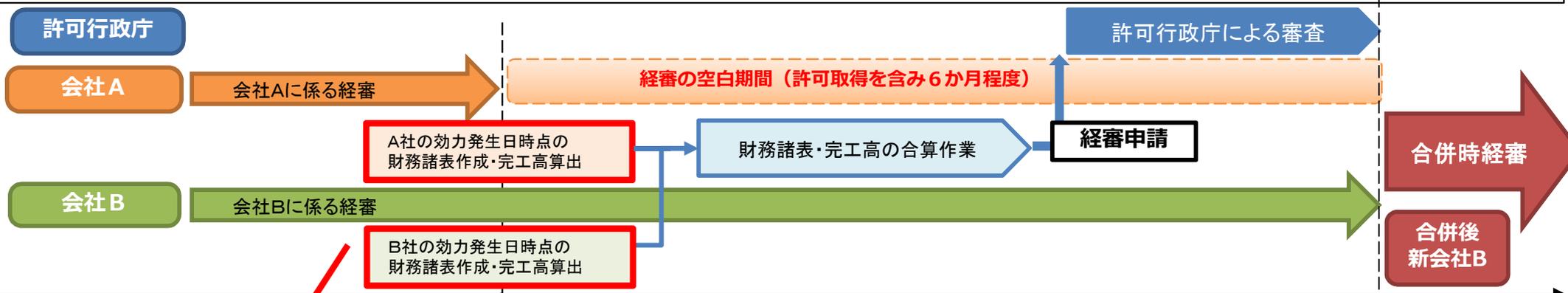
- (例) ・許可行政庁において申請内容を事前確認し、記載内容や要項の不備等を削減、役員等の欠格該当を事前照会
 ・営業所専任技術者の確認を健康保険証以外の書類で代替し事前確認 等

○合併について、あらかじめ許可行政庁の認可等を受けることにより、合併効力の発生日に自動的に権利義務を承継するスキームは考えられないか。

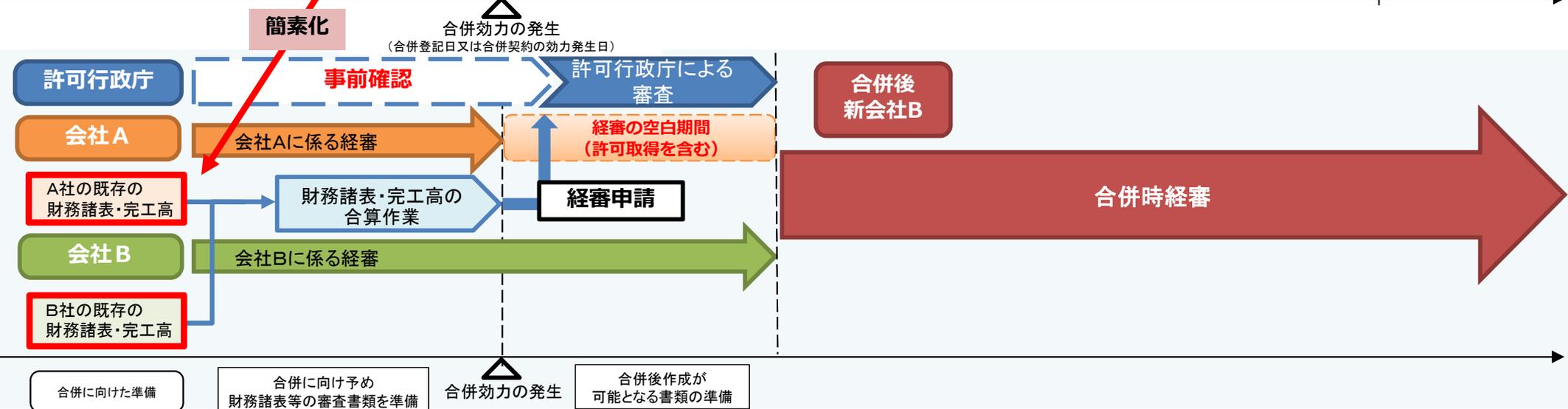
(2) 合併時における経審の簡素化・手続の迅速化

- 合併時経審では完工高や財務諸表について、合併効力発生時点のものを業者が準備する必要があり、作成の時間的ロスや負担が大きく、経審取得までに相応の時間を要する(経審の空白期間が生じる)。
- 特に、財務諸表の合算については、建設業会計制度の独自性や専門性の高さから、その準備に相当程度の手間や時間を要し、合併を断念するケースもある。

現行



対応案



- 合併効力発生前の事前確認手続を整備(通知により明確化)し、経審取得までの期間を短縮することはできないか。
- 現行、「額の確定までに相当の時間を要する場合」に限られている特例(合併効力発生時点ではなく、存続会社の事業年度終了日時点で合算)の条件を緩和してはどうか。
- 一定の条件の下では、合併の効力発生時点ではなく、存続・消滅会社それぞれの既存の財務諸表等を合算してはどうか。4

[検討の方向性②] 廃業に伴う技術者の円滑な移行

○中小建設企業において、事業の承継が困難で廃業せざるを得ない場合があるとの声があり、そういった廃業を行った企業の技術者等の活躍・活用が課題。

⇒ 廃業せざるを得ない企業から人材を引継いだ企業に対し、経審上の対応を図ることはできないか

現状と課題

廃業せざるを得ない企業に属する技術者等の移行・活用に課題

○中小建設業者にとって、合併等は資金面・手続面でハードルが高く、結果として廃業を行わざるを得ないという声もある。

○現行、企業が廃業業者の技術者等を受け入れても、審査基準日までに6か月を超える恒常的な雇用関係がなければ経審で加点されない。

検討の方向性

廃業に伴う技術者の円滑な移行

○廃業せざるを得ない業者から技術者等を受け入れた場合の経審上の特例措置

会社A



完工高:3億円

事業承継が困難であり、
廃業を予定

廃業後の技術者等の
受け入れを承諾

会社B

完工高:10億円

会社A

廃業

経審での特例 (案)

- 雇用開始から6か月未満であっても技術職員として評価
- 受け入れた技術職員の人数に基づき、廃業業者の完工高等を引継ぎ

廃業業者より受け入れを行った
技術職員につき、**国交省が認定**

※AB間で作成した事業承継計画等の
認定により、廃業時期等を確認

会社B



完工高:10億円 + a

- 合併等に伴う入札制度上の制約条件(地域要件の喪失、入札参加等級の変更等)を緩和するため、地方公共団体においては、従来から入札制度上の特例措置を講じている(参考1)。
- 本特例措置を活用して地元建設会社の合併等が進んだ地方公共団体もあるが、一方で、特例措置の内容等については、地方公共団体ごとにとり組にばらつきがある。加えて、十分な効果が上がっていないケースや本来の目的とは異なる趣旨で特例の適用を受けるといったケースも見られる。(参考2)
- このため、地方公共団体における合併等の特例措置の効果や課題を検証し、効果的な特例措置のあり方等について検討。

現状と課題

地方公共団体ごとにとり組内容や効果にばらつき、本来の目的とは異なる趣旨で特例の適用を受けている事例もある

○合併等に伴う入札制度上の制約条件を緩和するため、地方公共団体では従来から、合併等の特例措置を実施している例がある。

⇒しかしながら、

- ・地方公共団体においては特例措置の内容にばらつき(特に、地域要件の特例は、一部の地方公共団体のみ)
- ・特例措置を講じていない地方公共団体は、8団体。また、特例措置を講じているものの、ほとんど活用されていない団体(約10団体)もある。
- ・さらに、特例目当てで実態のない合併を繰り返す事例など、合併特例を本来の目的とは異なる適用を受ける事例があり、公正な競争環境に支障を来しているケースもある。

※国土交通省において、都道府県を対象とした調査結果による。

検討の方向性

特例措置のあり方の見直し

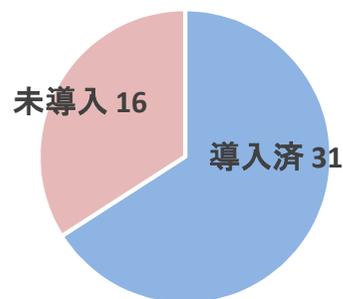
- 地方公共団体における合併等の特例措置の効果や課題を検証
- 効果的な特例措置のあり方等についてさらに検討を行い、地域の実情や建設産業の育成の観点から、各発注者において適切に実施

(参考1) 合併等の特例措置の活用状況・効果

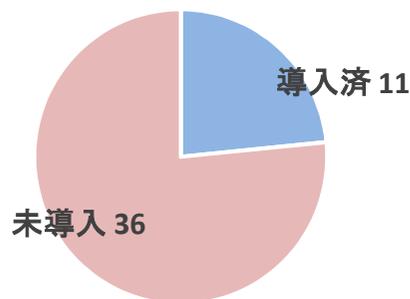
都道府県において、合併等の企業再編を行った会社に対して競争参加資格に係る特例措置を講じているのは38団体。講じている措置は、総合評価点への加点や地域要件の緩和、入札参加等級の緩和など。

特例措置の導入状況

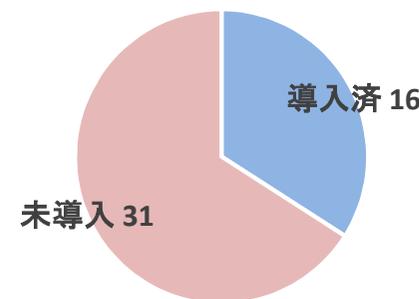
①総合評価点の加点
 (一定の期間、合併等会社の総合点数に一定率(10~15%)を加算)



②地域要件の緩和
 (一定の期間、合併等後に従たる営業所となった消滅等会社の主たる営業所を合併等後の主たる営業所と同様に取り扱う)



③入札参加等級の緩和
 (一定の期間、合併等前の会社が有していた等級や合併等後の会社の直近下位の等級を対象とした工事の入札参加を認める)



※国土交通省において、都道府県を対象に平成28年5月に実施した調査結果による。
 なお、導入済みには、過去に導入していたが現在廃止している都道府県も含まれる。

特例措置による効果例

地方公共団体	効果例
A	特例措置を講じた後、平成14年8月以降、92社(45件)が合併や事業譲渡を行った。(平成28年3月31日現在)
B	特例措置は平成14年度から実施。実績は、23年度が5件、24年度が1件、25年度が4件、26年度が1件、27年度が5件。
C	平成23年度合併までを対象に総合点数への加算措置を導入したところ、51件の合併や営業譲渡を行った。(H26年度以降加算措置なし)
D	特例措置は平成17年度から実施。制度導入以降、122件(H27年度は24件)の合併や事業譲渡などが行われた。
E	特例措置を講じた後、この措置を活用するため、4団体が合併を行った。結果、優良な経営基盤の建設会社が残ることとなり、業界内の健全化が図られている。

(参考2)合併等の特例措置による課題

特例措置による課題例

地方公共団体	
F	技術者等の移動がなく、営業権のみの譲渡等の「 <u>名目上の事業譲渡</u> 」により合併特例措置を活用するケースが見られたことから、合併特例措置対象となる事業譲渡の要件を定義し、審査を厳格化した。また、複数回合併特例措置を活用する企業が見られたことから、事業譲渡による特例措置の申請回数を1回に制限した。
G	近年は当該制度を活用した <u>県内業者の合併等の実績が減少</u> しており、制度が充分活用されているという現状とは言い難い。
H	技術者等の移動がない、又は消滅会社の負債が解決されないまま <u>営業権のみを譲渡して合併特例を活用する場合があった</u> ため、平成26年度から技術者の承継（1人以上）及び負債の精算又は承継を要件とした。
I	特例措置を利用し適用期間終了年度に <u>合併を繰り返している業者</u> も見受けられる。

特例措置を廃止した事例

地方公共団体	
J	平成26年度（平成25・26年度建設工事入札参加者資格審査）まで企業合併の加点評価を行っていたが、 <u>加点事業者が非常に少ない（2者）であったため廃止</u> した。
K	平成20年度より特例措置を設けたが、 <u>合併事例はわずか</u> であり、かつ、異なる建設事務所間の合併は1件しかなかったことから、合併特例要領は平成26年4月1日をもって廃止となった。 なお、経過措置として現在1社特例措置を受けている。
L	<u>加算措置による存続会社への評価（総合点数）が実際の技術力・経営力と乖離し、過大</u> となったことから平成22年度に見直しを行い、平成25年度で終了とした。また、入札参加等級の緩和についても、平成27年度で終了した。